

主催:京都府・一般社団法人京都発明協会

Zoomによるオンラインセミナー

参加費  
無料

申込  
締切  
10/23

# 中国商標セミナー

2019年中国商標法の改正に続き、2020年6月、中国国家知識産権局は《商標権侵害判断基準》を発表しました。当《基準》は全部で三十八条あり、“商標の使用、同種商品、類似商品、同一商標、類似商標、混同の可能性及び権利係争”などの商標実務争点について、細かく明確的に規定し、行政機関による権利侵害認定や商標権保護範囲確定には重要な規範となります。講演において、該当《基準》を詳細に解析すると共に、最近の審判実務における判例を紹介。そして、《基準》に基づき、今後商標審査、審理及び審判等の実務上、日本企業が注意すべき点を説明します。

日時

令和2年

10月30日(金)

講義 14:30 - 16:00  
質疑応答 16:00 - 16:30

講師



ごてき  
吳 滌 氏

現職：隆天知的財産事務所、商標弁理士、パートナー、商標著作権部部长  
前職：特許業務法人 共立、商標弁理士、中国窓口

学歴：日本／南山大学大学院 経済学専攻 経済学修士  
中国／南開大学 経済学専攻 経済学学士

実務経験：商標異議申立、無効審判、訴訟案件を含め、企業商標ブランド戦略のアドバイスや、権利侵害業務に全般に携わる。特に商標の訴訟案件において豊富な経験を持ち、担当した案件の多くは中華商標協会の年度典型事例として選定。そのうち、日本企業の商標が行政訴訟を通じて中国著名商標として認定に成功した実績を持つ。

社会活動：2019年 WTR1000 「商標権利取得及び戦略」分野優秀代理人  
最高人民法院知的財産案例指導研究（北京）専門家委員会 委員  
中華商標協会 理事  
中華商標協会 国際交流発展委員会副主任

定員 30名（定員になり次第、締め切ります）

申込締切 10月23日

対象 京都府内の団体・企業の勤務者、または在住の方。それ以外の方は定員に満たない場合のみ受け付けます。

開催方式 Zoom Meetingを利用したオンライン形式で開催します。  
事前にご利用のパソコン・スマートフォン等で、Zoomがご利用可能かご確認ください。  
※別途、Zoom Meeting 招待URLをご案内します。

## お申込み方法

申込フォーム、またはメールにてお申し込みください

■お申込フォーム：<https://forms.gle/yhYAUzmy7f1DTYm26>

■メール：[hatsumei@ninus.ocn.ne.jp](mailto:hatsumei@ninus.ocn.ne.jp)



※メールでお申し込みの場合は、件名に必ず「中国商標セミナー」と標記のうえ、①氏名（ふりがな）②企業・団体名（ふりがな）③所属④〒住所⑤電話番号⑥E-mailアドレスをご記載の上、ご送信ください。お申し込み後、受信確認の返信を致します。

個人情報は、当事業の実施及び主催者からの情報提供のみに利用させていただきます。

お問合せ先

一般社団法人京都発明協会 京都市下京区中堂寺南町134KRP内東地区京都府産業支援センター2階

TEL:075-315-8686 FAX:075-321-8374 メール: [hatsumei@ninus.ocn.ne.jp](mailto:hatsumei@ninus.ocn.ne.jp)